



「雨水貯留施設設置助成金交付申請」の対象者

- 雨水貯留施設を適切に維持管理ができること。
- 助成金の交付を受ける年度内に設置工事を完了できる者でこと。
- 雨水貯留施設を借地または借家に設置する場合は、設置について該当する借地または借家の所有者の同意を得ていること。
- 雨水貯留施設の位置は原則として建物の敷地内とし、安全かつ支障のないよう設置できること。
- 設置しようとする雨水貯留施設についてこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- 洲本市税条例に規定する市税、及び洲本市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税に未納がないこと。
- 雨水貯留施設の販売を目的としていないこと。
- 雨水貯留施設を譲渡、交換、貸付、または担保に供しないこと。
- 市長が特に不適当と認める者でないこと。